

維持管理を円滑に進めるための体制、 地方公共団体等の支援方策の方向性

—資料3—

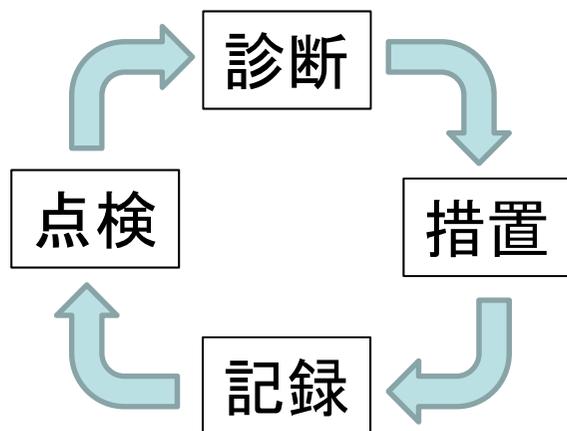
第10回小委員会(第2期第1回)における 論点・方策の整理

本小委員会での検討事項

厳しい財政状況、技術者の減少、技術力の低下が懸念される中、今後の体制、地方公共団体等への支援のあり方について検討し、各管理者が責務を果たすために、どのような支援が求められるか？

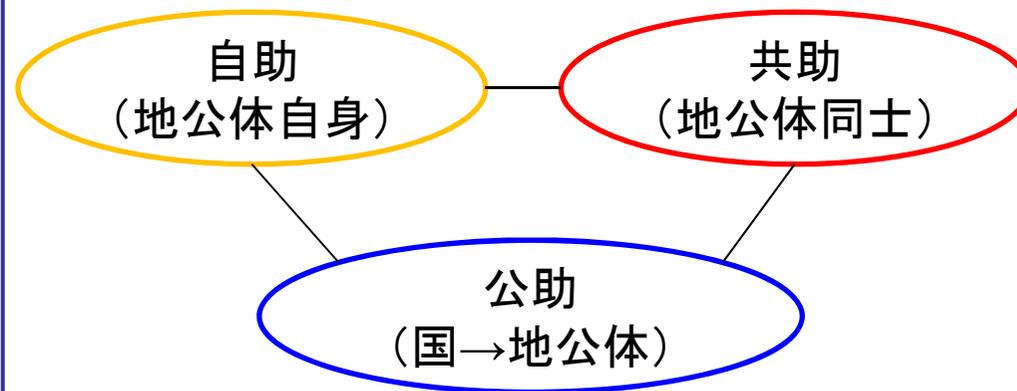
論点1

○メンテナンスサイクルの各段階で、どのような支援が求められるか（いつ、誰が、どのように）



論点2

○「自助・共助・公助」という観点から、各地方公共団体及び国において、どのような取組が求められるか



検討の方向性

- 地方公共団体等における維持管理体制
- 地方公共団体等における支援方策

前回の小委員会でいただいた主なご意見

地方公共団体は職員数が少ない上、維持管理についての人員を確保していない。そのため、国ができる限りのお膳立てをする中で、メンテナンスを進めていくような方策を検討してほしい

メンテナンスの実施には、優先順位を付けて実施すべき

効率化のためには標準化が必要であり、国がメンテナンスに係る標準的な実施方法を示していくべき。

先行している事例や工夫の方策を、地方公共団体へ肉声で伝えながら取り組んでいく必要がある。

モデル地域を設定して、メンテナンスの支援を集中的に行って先行事例としてはどうか。

住民等も巻き込んで職員数の不足をカバーしてはどうか。

診断について困っている地方公共団体が多いと思うので、診断はプラットフォームでデータベース化を図り、他事例を参照できるようにしてはどうか。

環境が近い近隣の地方公共団体であれば参考となる情報があるので、共有等しながら支援する仕組みが必要。

地方公共団体等を支援する方策の整理

取組主体	地公体等が課題解決のために必要な事項	考え得る取組
自助 (地公体自身)	○技術者のスキルアップ ○発注形態の工夫 ○民間資格の一層の活用	・国・都道府県・民間の研修等への参加 → <u>H26年度より充実・強化</u> ・PPP/PFI、一括発注等 → <u>各種委員会等で検討</u> ・ 点検・診断に関する資格制度の確立
本日の事例紹介・検討事項 共助 (地公体同士)	○地公体同士での連携	・協議会 ・事務の委託 ・一部事務組合 等
公助 (国→地公体)	○国による体制的支援 ○国による技術的支援	・TEC-FORCE等による技術者派遣 ・国総研等の専門家による技術的助言 ・代行措置
	○国による財政的支援 上記の他、都道府県による同様の支援も想定	・発注事務(入札・契約、積算)への支援 → <u>発注者間の連携を発注懇で検討中</u> ・防災・安全交付金

小委員会(第2期)において検討

今後の体制、地方公共団体等支援のあり方を検討する上での留意事項

基本的な考え方

- 個別施設法(道路法、河川法、港湾法等)においては、各管理者が自らの責務のもと、維持管理を的確に行うことが定められている。

現状

- 各管理者が維持管理の実施に対して責務を果たす必要があるが、人員不足や技術力不足といった背景から、様々な課題を抱えている。

国土交通省における各種委員会等での言及

＜社会資本整備審議会道路分科会第45回基本政策部会(平成26年3月24日) 参考資料1＞

- 道路管理者によって点検方法が異なったり、点検を実施していない、実施している場合でも、遠望目視など、**点検の質に課題**。

＜第5回下水道政策研究委員会(平成26年2月19日) 資料3-1＞

- 管路施設の点検・調査は全体的に大都市ほど実施されている傾向。中小都市と比較すると、老朽化管路施設の多い政令指定都市が最も実施しているが**全管路の2~3%程度**。点検・調査実施都市数では、**平均2~3割にとどまる**。

検討の方向性

- 今後、地方公共団体で老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、人員不足・技術力不足に対する課題を解決できるような、地方公共団体同士での連携の促進、国等による人的支援、技術的支援のあり方について検討が必要

- 1. 地方自治法に基づく地方公共団体同士の連携の事例とその方向性(水平連携)**
 - ・地方公共団体同士の連携
- 2. 国等による支援の取組事例と検討の方向性(垂直連携)**
 - ・公助による支援の充実に向けた方向性
- 3. 維持管理への住民参画**

1. 地方自治法に基づく 地方公共団体同士の連携の事例と その方向性(水平連携)

現行の事務の共同処理の主な仕組み

	共同処理制度	制度の概要	適用事例
法人の設立を要しない仕組み	協議会	地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道 ・広域行政計画等に関するもの ・視聴覚教育 ・消防(通信指令等)など
	連携協約	平成26年度 法改正により新設	
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道 ・公平委員会 ・住民票の写し等の交付 ・競艇(場外発売等)など
	事務の代替執行	平成26年度 法改正により新設	
法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道 ・ごみ処理 ・し尿処理 ・消防、救急 など

主な共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数 (委託件数)	主な事務の件数					
		広域行政計画等に 関するもの		視聴覚教育		消防 (通信指令等)	
協議会	191	31	16%	25	13%	14	7%
		公平委員会		住民票の写し等 の交付		競艇 (場外発売等)	
事務の委託	5,668	1,165	21%	1,159	20%	853	15%
		ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
一部事務組合	1,546	398	26%	352	23%	282	18%

総務省 第30次地方制度調査会第32回専門小委員会 資料を基に作成

※公平委員会:

地方自治法及び地方公務員法に規定される職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査等を実施

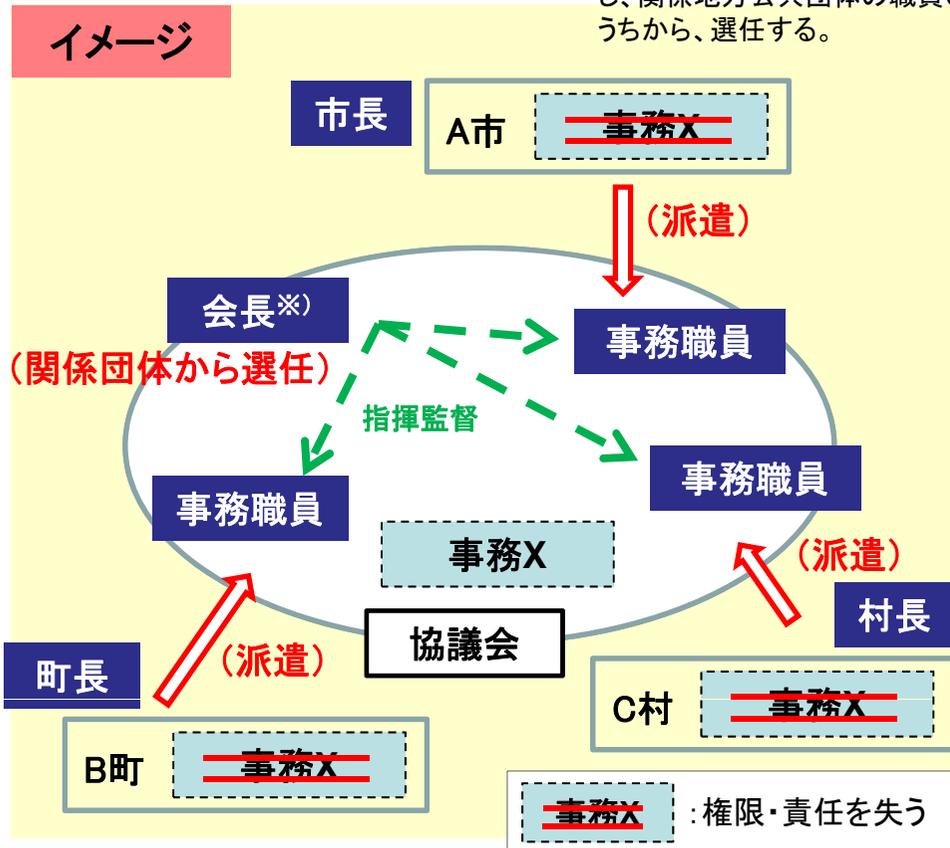
「協議会」のイメージ

特徴

- ・地方公共団体の区域を越えて行政の執行を合理化する制度。
- ・不法行為等については各構成団体の連帯責任と解されていることから、責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かないと言われることがある。
- ・職員については、各構成団体における身分を保有したまま協議会へ派遣される形式となるため、必ずしも職員数の削減等の効率化につながらない場合もある。

「協議会」の仕組み

※) 地方公共団体の協議会の会長及び委員は、常勤又は非常勤とし、関係地方公共団体の職員のうちから、選任する。



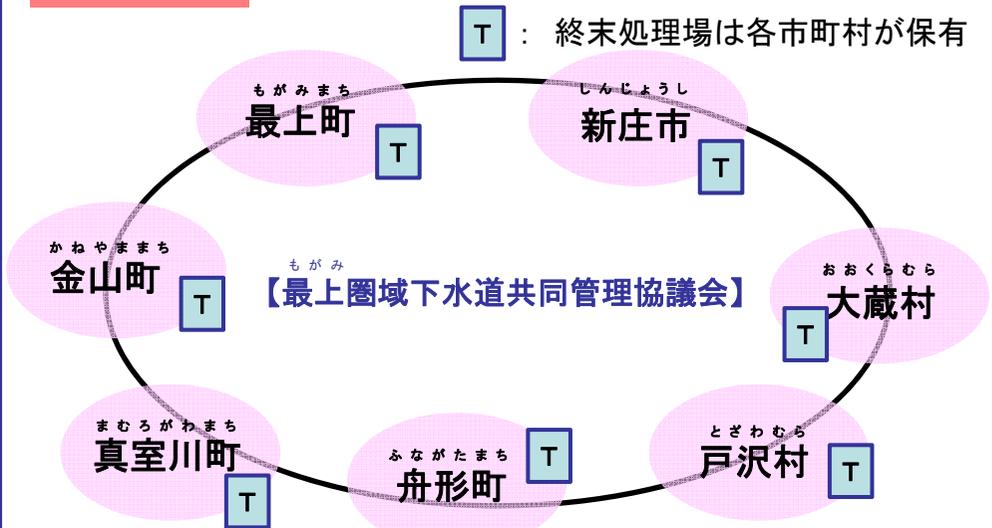
事例

もがみ 最上圏域下水道共同管理協議会※

山形県下の1市6町村で構成
 ○複数の終末処理場に関する委託業務(水質試験・運転監視・保守点検等)の発注を一括して処理し、契約の効率化を図るもの。

イメージ

共同している事務の内容: 委託業務の発注



※下水道法上の管理者の権限を負うものではない。

「連携協約」のイメージ

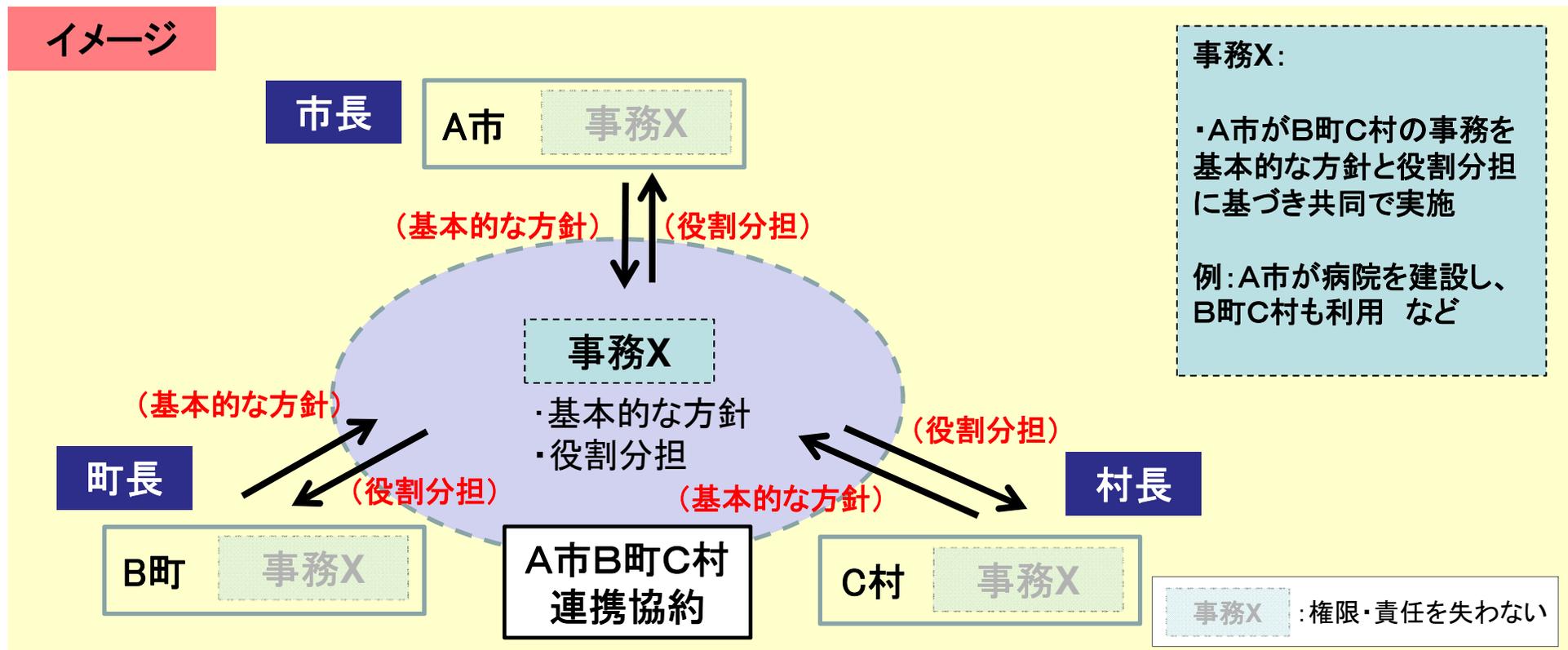
特徴

- ・「協議会」における事務の簡素化を図り、執行機関としての組織を設ける必要がないことから、素早い意思決定や実施出来る。
- ・連携協約を締結した地方公共団体は、役割分担に基づき、必要な措置を執るようにしなければならない。

事例(イメージ)

○複数の地方公共団体で基本的な方針や役割分担を定め、連携して事務を処理

イメージ



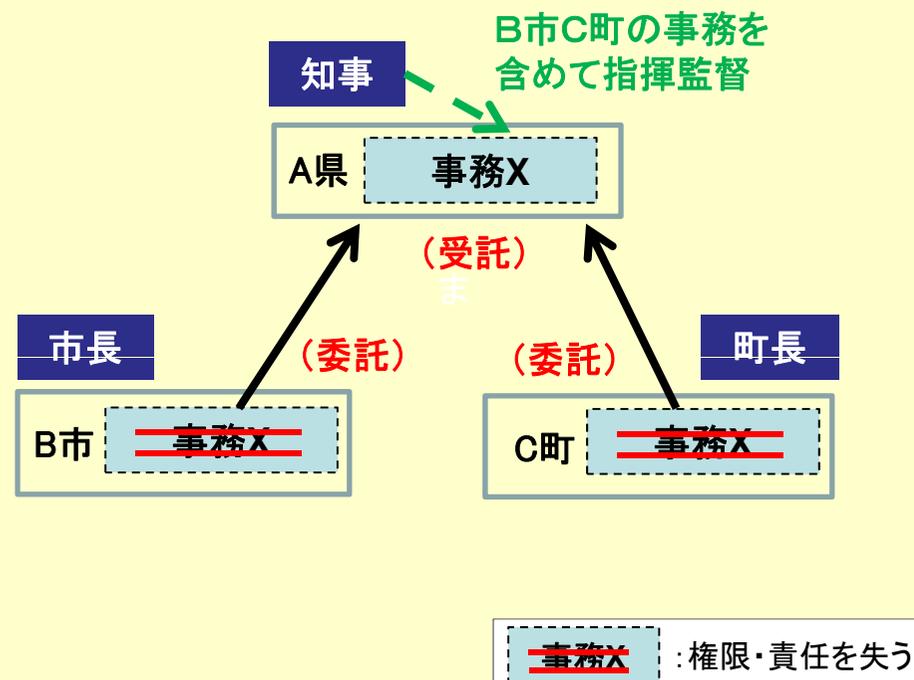
「事務の委託」のイメージ

特徴

- ・地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
- ・事務の委託を行うと、委託側は当該事務の管理執行権限を失い、当該事務の法令上の責任は受託団体に帰属する。
- ・効率性に優れた共同処理方式である反面、委託団体・受託団体双方において権限が完全に受託団体に移動することに懸念が生じる場合がある。

「事務の委託」の仕組み

イメージ



事例

ちくまがわ 千曲川流域下水汚泥処理事業

- 長野県が事業主体となり、流域下水道及び周辺の公共下水道から発生する下水汚泥を長野県の終末処理場に集約して一体的に処理(資源化等)。

イメージ

長野県が事業主体となり、下水汚泥を集約処理

共同している事務の内容:
下水汚泥の処理



「事務の代替執行」のイメージ

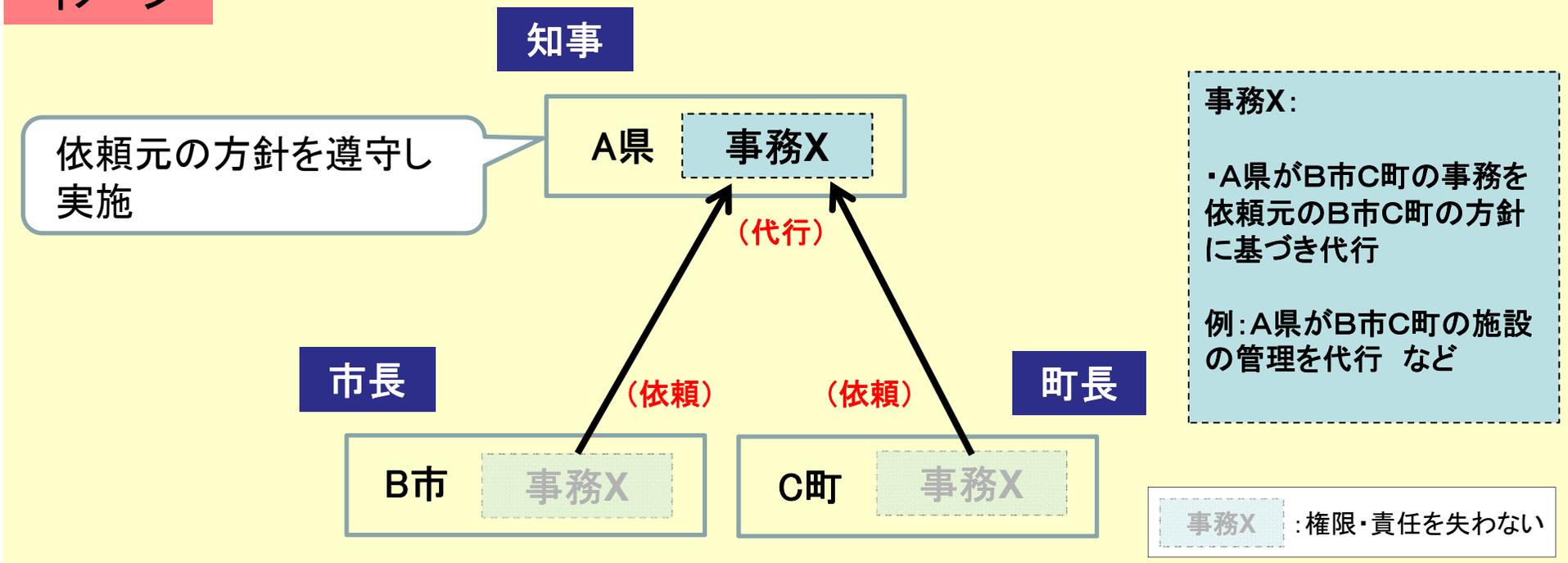
特徴

- ・地方公共団体が、他の地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において管理し及び執行する制度。
- ・権限は代替執行される側に残り、責任を負う。

事例(イメージ)

○「事務の委託」における受託団体への権限の移動はされず、権限の代行を依頼することができる。

イメージ

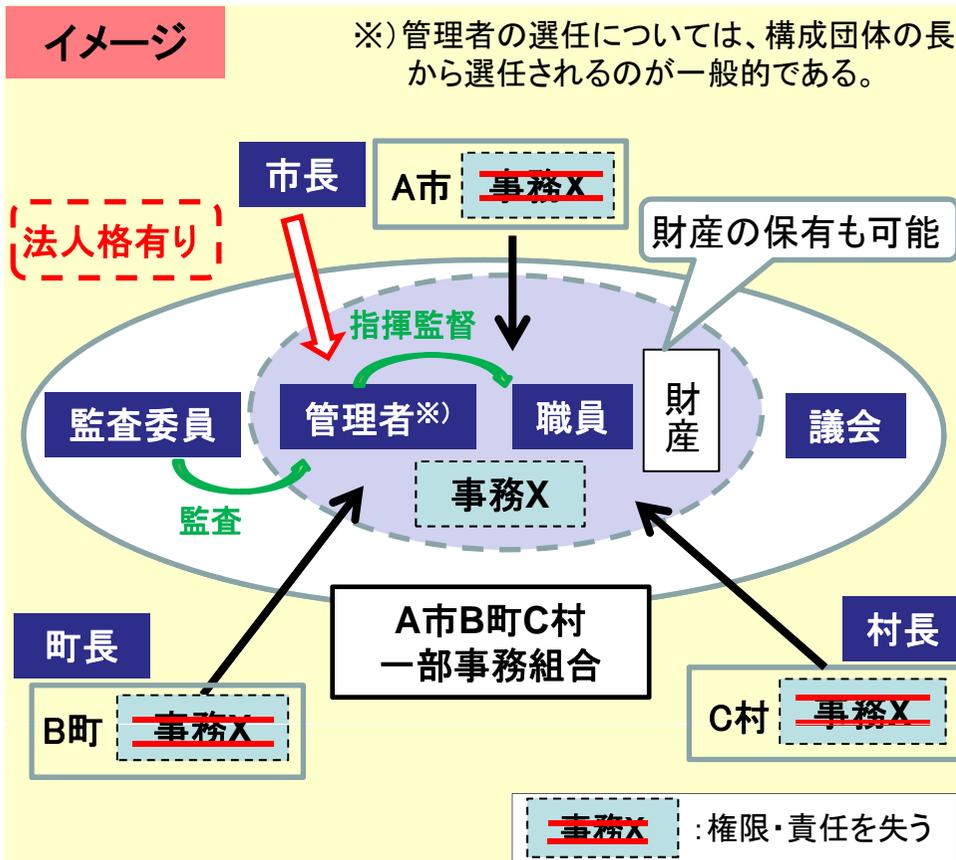


「一部事務組合」のイメージ

特徴

- ・二以上の地方公共団体が、事務の一部を共同化・共通化して、法人化した一部事務組合に行わせる。
- ・議会や管理者、監査委員等の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確。
- ・組織や施設を安定的に管理・運営する上で優れている反面、構成団体が増加すればするほど、意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しくなると指摘されることがある。

「一部事務組合」の仕組み



事例

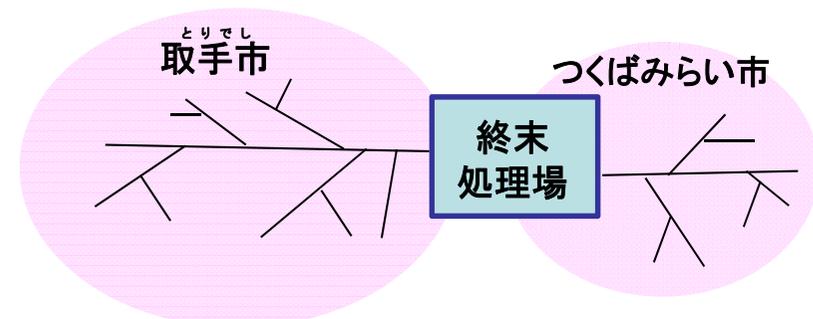
とりで 取手地方広域下水道事務組合

茨城県下の2市で構成

○下水道の施設計画・建設から維持管理、運営までを、管きよや処理場等を保有する一つの法人として実施。

イメージ

共同している事務の内容:
取手市及びつくばみらい市の公共下水道事業に関すること



下水道以外の事務の共同処理事例

○下水道分野以外においても、人員不足・技術力不足等の課題に対して、事務の共同処理の範囲を工夫して活用することにより効果を発揮している。

共同処理事例	特徴
<p>しもいな 下伊那郡土木技術センター組合 (一部事務組合)</p> <p><長野県 13町村で構成></p> <p>まつかわまち たかもりまち あなんらよう あちむら 松川町、高森町、阿南町、阿智村、</p> <p>ひらやむら ねばむら しもじょうむら うるぎむら 平谷村、根羽村、下條村、売木村、</p> <p>てんりゅうむら やすおかむら たかぎむら とよおかむら 天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、</p> <p>おおしかむら 大鹿村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や下水道等のそれぞれの施設管理者に施設の権限は残しつつ、<u>測量設計、積算、工事監督に関する事務</u>について共同処理を実施し、効率化が図られている。 ・財産権や管理責任は地公体に残しているため、複雑な構造物の工事は町村と協議しながら実施する必要がある。 ・一部事務組合の職員が固定化され、事務実施にあたっての<u>ノウハウや技術力が蓄積・維持</u>される。 ・事務組合で扱う共同処理の内容が土木関係に限定されているため、業務量の増減に対して、人員や組織体制の機動的な変更が難しい。 <p><人員不足・技術力不足・財政力不足に対して効果></p>
<p>せんなん 仙南地域広域行政事務組合 (一部事務組合)</p> <p><宮城県 2市7町村で構成></p> <p>しろいしし かくだし ぎおうまち 白石市、角田市、蔵王町、</p> <p>しちかしゆくまち おおがわらまち むらたまち 七ヶ宿町、大河原町、村田町、</p> <p>しばたまち かわさきまち まるもりまち 柴田町、川崎町、丸森町、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係の事務は対象となっていないが、複数の事務(廃棄物処理、火葬場、介護認定審査会、滞納整理事務等)について共同処理を実施。 ・共同処理することにより、<u>人件費の削減</u>が図られている。 ・共同処理の一つである滞納整理事務については、市町から移管された滞納案件について一部事務組合で手続きを行うことにより、<u>ノウハウが蓄積</u>されるとともに、<u>効率的な実施</u>が図られている。 <p><人員不足・技術力不足・財政力不足に対して効果></p>

維持管理における事務の共同処理への適用に関する論点

○施設分野の特性や維持管理の内容によって、適当な共同処理制度があるのではないか。

論点1

共同処理する事務の範囲

権限の一部(例えば、維持管理、点検・診断までに至る以下の権限)を共同処理する事務として、共同処理制度を活用する方向があるのではないか。

- 例) ①点検業務等の一括発注
②点検、診断、評価までの業務内容(発注、業務管理、結果評価等)を限定した活用
③日頃の軽微な維持管理工事まで(大規模改良を除く)含めた活用

論点2

技術力維持・人材育成

共同処理の検討にあたっては、職員の技術力維持・人材育成の観点からも、共同処理制度を活用する方向があるのではないか。

地方公共団体同士の連携による取組に係る方向性

現状

- 下水道事業においては、一部の事業において施設計画等の効率化の観点から、事業の広域化・共同化を行っており、維持管理の効率化につながっている場合もある。
- 管理・執行権限の移動や連帯責任の発生などの共同処理する事務の特性や維持管理の特性から、土木分野全般や維持管理に係る事務の多くについては実績がほとんどない。



今後の方向性

- 共同処理制度それぞれの特徴を踏まえ、共同処理する事務の範囲を一部の権限に設定することなどにより、人員不足や技術力不足等への効果発現を図れる可能性がある。
- 国は、地方自治法改正により導入された「連携協約」や「事務の代替執行」の制度の活用状況等も今後注視しつつ、土木分野全般に対する共同処理制度の活用の可能性、その効果を把握していく必要がある。

2. 国等による支援の取組事例と 検討の方向性(垂直連携)

メンテナンスサイクル毎の国の地方公共団体支援に係る施策について

	課題	国が現在取り組んでいる地方公共団体支援の施策
点検・診断	<p>【人員不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注手続きに関わる人員 ・巡視・点検・診断等に関わる行政職員・民間技術者の人員 <p>【技術力不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断等を行政職員自らが実施するための技術力 ・点検・診断等の発注業務の検査・確認するための技術力 ・診断結果を基に、優先度決定等の対応を判断するための技術力 ・高度な技術的判断を必要とする施設、特別な対応が求められる施設の対応を判断するための技術力 	<p>【発注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札制度の見直し(積算基準の見直し、発注ロットの最適化、単価・数量精算方式の活用等) <p>【技術的助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の一元化 ・支援チーム(地方整備局等の職員により構成)による維持管理に関する技術的課題等に対する相談対応 ・点検要領等の基準類整備による技術的助言 ・実務レベルの点検・診断に関する技術的助言 <p>【技術者育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検手法等および点検結果の評価方法等の研修・講習会等の開催 ・研修・講習会等への講師派遣 <p>【代行、技術者派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検方法および点検結果の評価方法に関する技術者派遣(構造上複雑な施設等への職員派遣も含む) ・定期点検の代行 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村などを対象にした会議にて、維持管理に係る取組等を検討・周知・情報共有 ・点検・診断に関する資格認定制度の創設
措置(補修工事等)	<p>【人員不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注手続きに関わる人員 <p>【人員・技術力不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置(補修工事等)に関わる行政職員・民間技術者の人員・技術力 ・措置(補修工事等)の結果を記録し、活用するため人員・技術力 	<p>【発注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札制度の見直し(積算基準の見直し、発注ロットの最適化、単価・数量精算方式の活用等) <p>【技術的助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の一元化 ・支援チーム(地方整備局等の職員により構成)による維持管理に関する技術的課題等に対する相談対応 ・基準類の整備による技術的助言 ・長寿命化計画策定に関する手引きの公表 ・LCCプログラムの配付 <p>【技術者育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕等に研修・講習会等の開催 ・研修・講習会等への講師派遣 <p>【代行、技術者派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造上複雑な施設等への職員派遣による技術的支援 ・重要性、緊急性の高い構造物の修繕の代行 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村などを対象にした会議にて、維持管理に係る取組等を検討・周知・情報共有
記録	<p>【人員不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注手続きに関わる人員 ・過去の記録を整備するための人員 <p>【技術力不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の記録を活用するための技術力 	<p>【上記施策以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベースの構築や社会資本情報プラットフォームによるデータの活用環境の整備

論点1

支援メニューの充実

点検・診断、措置、記録などの各段階において、国では地方公共団体への様々な支援に現在取り組んでいるが、今後さらなる支援メニューがあるか。

論点2

持続的な支援に向けた体制

地方公共団体では、各施設分野において点検・診断等のメンテナンスの取り組みが今後、より一層進むものと考えられるが、国からの支援の量を含め、支援を持続的に実施していくための体制をどのように構築すべきか。

国等による支援の充実に向けた方向性

	行政職員		民間技術者	
	人員不足	技術力不足	人員不足	技術力不足
今後深刻化する可能性がある課題	<ul style="list-style-type: none"> ○発注手続き ○巡視・点検・診断等の直営作業 ○措置結果の記録、活用 ○過去の記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断等の実施・発注業務管理 ○診断結果を基にした優先度決定等の対応の判断 ○高度な技術的判断を必要とする施設、特別な対応が求められる施設の対応の判断 ○措置結果の記録、活用 ○過去の記録の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○巡視・点検・診断等の作業 	<ul style="list-style-type: none"> ○的確な点検・診断等の実施
地方公共団体が必要な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○技術職員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政職員の技術力の確保・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間技術者の技術力を確保するため、<u>資格制度の活用</u> 	
国等が充実すべき支援の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○人員不足・技術力不足を補うため、<u>技術力を有する管理経験者の活用</u> ○技術的支援のための<u>技術専門家の派遣制度の確立</u> ○確実な点検・診断を実施するための、<u>資格制度の確立・普及</u> ○事務負担軽減を図るための制度・仕組みの構築（<u>データ管理システムの統一化等</u>） ○<u>地方整備局とそのブロックの都道府県が連携しての市町村支援体制の検討</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ○民間技術者の技術力を確保するため、<u>資格制度の確立</u> 	

都道府県等による支援の充実

- 国からの支援のみならず、都道府県等の比較的組織や体制が整っている地公体からの支援を充実することにより、より多面的な支援体制の構築が期待できる。
- いくつかの都道府県等では、維持管理の支援に関して様々な取組を進めているところ。
- 国は、他の都道府県等においても先行事例を参考にしつつ、連携した支援体制を検討していく必要がある。

＜維持管理に関して先進的な取組を行っている都道府県の一例＞

都道府県	特徴・効果
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・人員・技術力の支援として、<u>県が市町村の橋梁・トンネル点検、橋梁長寿命化修繕計画策定。</u> ・技術力の支援として、<u>県機関への派遣を通じて補修工事等に携わる事により、市町村職員の技術力向上を図る。</u>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・人員・技術力の支援として、<u>(公財)兵庫県まちづくり技術センターが、市町の橋梁等の老朽化対策について、点検・評価のアドバイス、修繕計画の策定や修繕・更新工事の積算・工事監理の受託、点検・調査データ等の蓄積・管理等を実施。</u> ・技術力の支援として、<u>「ワンストップ相談窓口」の設置によって、老朽化した社会インフラの修繕等に関する相談を受付。窓口は、まちづくり技術センターに設置されているが、県、まちづくり技術センター、有識者によって回答・助言。</u>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・人員・技術力の支援として、<u>総点検市町村支援プロジェクトチームを設置し、点検の確実な実施、維持管理・更新の効率化、点検方法や留意点の情報提供等を実施。啓発活動により相談件数も増加。</u> ・技術力の支援として、<u>自治体職員向けに開発された公共施設点検キットによって、市町村の点検技術向上。特別な資格が無くても簡単・便利に点検可能。東日本大震災後の調査でも活用。</u>

国等による人的・技術的支援の事例(1)

CAESAR((独)土木研究所 構造物メンテナンス研究センター)

○土木研究所は、研究組織を改組・発展させ、新設橋梁の設計施工、維持管理技術の高度化、長寿命化、これらに伴うトータルコスト縮減、災害時復旧の更なる迅速化をはじめとする、道路橋の安全管理のための構造技術に関わる総合研究機関である構造物メンテナンス研究センター(CAESAR・シーザー)を平成20年4月1日に設置。

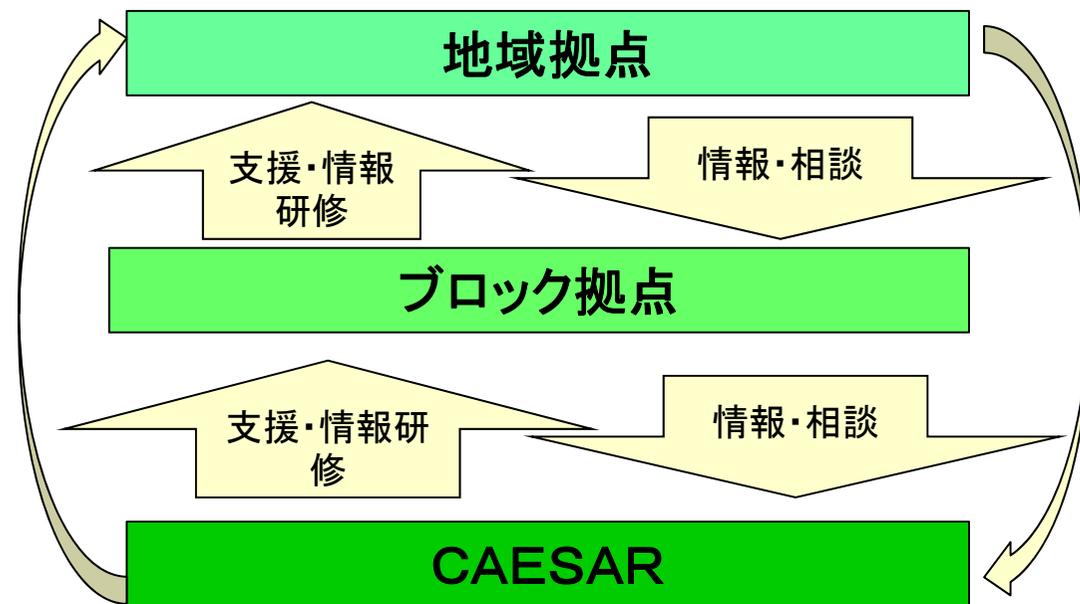
○CAESARの使命として、「1. 現場の支援」、「2. 研究開発」、「3. 情報交流の場」の3つである。

行政機関等への技術支援

○高度な技術案件については、個々の行政機関がそれぞれに知見を蓄積することに限界がある。

○また、それぞれの行政機関が技術開発や基準の整備を行うことは、効率的でなく、新たな事態への対応が遅くなる。

○このため、各行政機関の情報を集約し、そして問題への対応を支援するための組織として、CAESARを中央に整備。



第5回CAESAR講演会(平成24年8月)の様子



東北地方太平洋沖地震被災地の日米合同調査(平成23年6月)

国等による人的・技術的支援の事例(2)

○平成26年度以降の新たな取組として、「社会資本の維持管理に係る研修の充実・強化」を行っているところ。

○概要

- ・ 確実な維持管理が行えるよう、従来の取組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。
- ・ 技術者不足が指摘されている地方公共団体等への技術的支援の一環として、研修への地方公共団体等職員への参加を呼びかけることとしている。

○道路、河川分野の研修

各地方整備局等の技術事務所等を利用した全国的な研修体制を敷くことで、維持管理に係る能力を特に強化



平成26年度河川管理実務者研修の様子(近畿地方整備局)



○港湾分野(海岸保全施設を含む)の研修

国土技術政策総合研究所において全国の国及び港湾管理者の職員を対象にした研修の実施をもって、維持管理に係る能力を特に強化



平成26年度港湾における維持管理の研修の様子

維持管理以外における国による人的・技術的支援の事例

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは

- 大臣(災害対策本部長)の指揮命令のもと、全国の各地方整備局等の職員(平成26年5月19日現在で合計6,609名が任命)を状況に応じて派遣
- 大規模な自然災害等に際して被災状況の把握や被災地方自治体等の支援を行うなど、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施

※TEC-FORCE(TEchnical Emergency Control FORCE):緊急災害対策派遣隊

活動内容

ヘリによる被災状況調査
(H25.9台風18号 京都府福知山市)



市町村長の右腕となるリエゾンを派遣
(H23.3東日本大震災 岩手県田野畑村)



自衛隊・消防等の救命救助活動への支援
(H25.10台風26号 東京都大島町)



被災状況の把握
(H25.8山口島根豪雨 島根県江津市)



Ku-SATを用いた監視体制の確保
(H25.10台風26号 東京都大島町)



自治体への現地での技術的助言
(H25.8山口島根豪雨 山口県山口市)



排水ポンプ車による緊急排水
(H25.9 台風18号 京都府福知山市)



3. 維持管理への住民参画

住民等の維持管理への参画事例(1)

「社会基盤メンテナンスサポーター」事業

○岐阜県にて、県民参加のボランティア活動によって、地域の道路を見守る制度として、平成21年度から「社会基盤メンテナンスサポーター(MS)」事業を開始。



※ME(社会基盤メンテナンスエキスパート)とは
岐阜大学・産業界及び岐阜県等が連携し、平成20年度より岐阜大学に設置された「社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニット(文部科学省科学技術振興調整費)」により、新たな社会資本の整備、既存社会資本の維持管理・補修の計画・設計・実施技術を習得し、地域の活性化に貢献する総合技術者

(岐阜県HP抜粋)

「社会基盤メンテナンスサポーター」の概要

【内容】

- 参加者:公募による募集。(講習を受講後、委嘱)
- 委嘱期間:3年間
- 委嘱状況:893人(平成26年4月現在)
- 対象分野:道路(舗装、橋梁、トンネル)
- 業務内容:①道路施設等の点検とその結果の報告
②落石や穴ぼこ等の緊急対応を要する事項についての情報提供
- 報酬:無償

【特徴】

- OMSから提供のあった道路損傷等の対応結果については、必ずMSへフィードバック
- 年1回のフォローアップ研修の実施

[通報時]



[対応後]



【MSからの情報により対応した事例(道路にできたくぼみの修繕)】
(岐阜県からの提供資料)

住民等の維持管理への参画事例(2)

ちば市民協働レポート実証実験

○千葉市では、維持管理に市民がより参加しやすい仕組みづくりに向け、スマートフォンやパソコンを活用し、市民が市内地域の公園や道路の不具合等を、位置情報及び写真付きレポートとして専用サイトに投稿できる「ちばレポ」の実証実験を実施(平成25年7月1日～同年12月27日)。

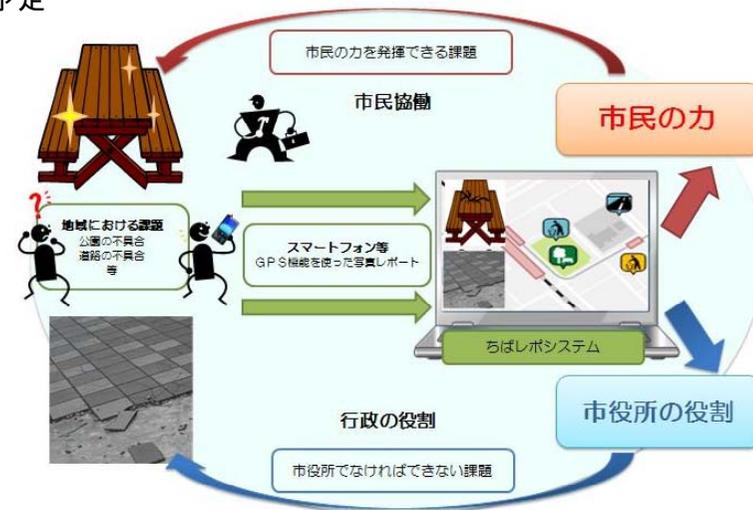
※平成26年9月より本格運用を開始予定

ちばレポ イメージ

市民が地域における課題(公園や道路の不具合等)を発見

↓
スマートフォンアプリ等を通じてWEBへレポート

↓
市役所がレポートを確認し解決(市民の力で解決することも想定)



【千葉市民協働レポートの将来像(案)】
(千葉市HP抜粋)

ちばレポ 評価

○レポートから見た市民協働の可能性(各分野のレポートのうち市民協働可能な割合)

①道路: 落書消去 歩道等草刈り ゴミの撤去清掃 集水桝(17.0%)

②公園: 樹木剪定 落書消去 公園清掃 パトロール 草刈り(48.5%)

※このほか、ゴミ等の分野がある

○レポート状況

分野別では道路関係が約72%と圧倒的に多く、ついで公園関係11%等となっている。

参加者へのアンケートでは「ちばレポに参加することにより、街を見る意識が変化した」との回答が約70%

住民等の維持管理への参画事例(3)

「道守」養成プロジェクトの概要

- 平成19年、長崎大学が長崎県や市町、地元企業との連携による共同研究・事業の推進のため、「インフラ長寿命化センター」を設立し、平成20年度から道守養成プロジェクトを開始。
- 道路(橋梁、トンネル等)の維持管理及びそれに関する技術習得を目的とした教育プログラム。
- 技術者※を対象とする「道守」等の3コースのほか、一般市民を対象とする「道守補助員」もある。

※長崎県内の自治体、建設業、建設コンサルタント業に従事している土木技術者。(OB含む)

「道守」等の業務内容(特に道守補助員に関するもの)

- 道路の見守りパトロールによる道路の異常の有無の報告・通報
 - ・道守シート(異常報告シート)やスマホにて、インフラ長寿命化センターを経由し、道路管理者へ報告。
 - ・道守シートの記載内容として、異常発生場所、時期、管轄、写真、スケッチ等

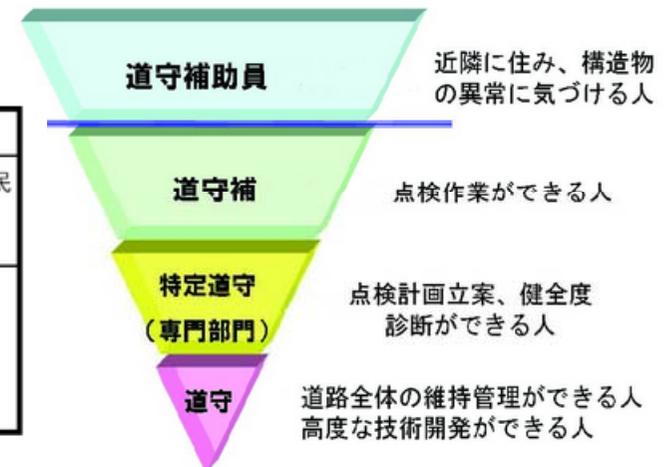
等



【スマホを使った通報】

名称	カリキュラム			養成候補者
道守補助員	講義レベル	市民講座	・講義 ・現場実習	・構造物の近隣住民
道守補	到達レベル	土木施工管理技士	・講義 ・実験 ・現場実習 ・研究開発	・地元自治体OB ・企業OB ・地元自治体職員 ・企業職員
特定道守		診断士		
道守		技術士		

【「道守」等に係る養成講座】



住民等の維持管理への参画事例(4)

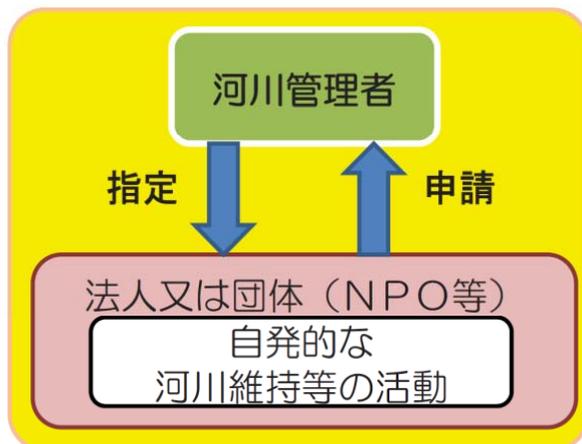
かわ普請事業

- 徳島県にて、「住民による地域のための河川環境づくり」として、平成23年6月より、「かわ普請事業」を開始。
- 対象区域は、徳島県が管理する河川区域内で、治水及び河川管理上支障がない箇所。
- 対象団体は、リバーアドプトや官民協働型維持管理システムに登録している団体。
- 対象区域内の実施可能な箇所において、河川環境保全のために河川の簡易な施設整備及び維持管理。
(治水上支障がない花壇・植栽・ベンチ等。)
- 経費は、本事業を実施する団体の方で負担。
- 河川施設としての整備等であるため、設置した施設の所有権は河川管理者に帰属。

河川協力団体制度

- 特定非営利活動法人新町川を守る会(「河川協力団体制度」にもとづく「河川協力団体」として平成26年1月全国初指定)によって、修景護岸の補修(欠落した化粧張石の貼付)を実施。
- コスト削減効果として、通常補修工事ならば約110万円かかるところを、材料費のみの約2万円にまで削減。

河川協力団体制度の概要



河川協力団体として活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行い、申請を受けた河川管理者が、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定。

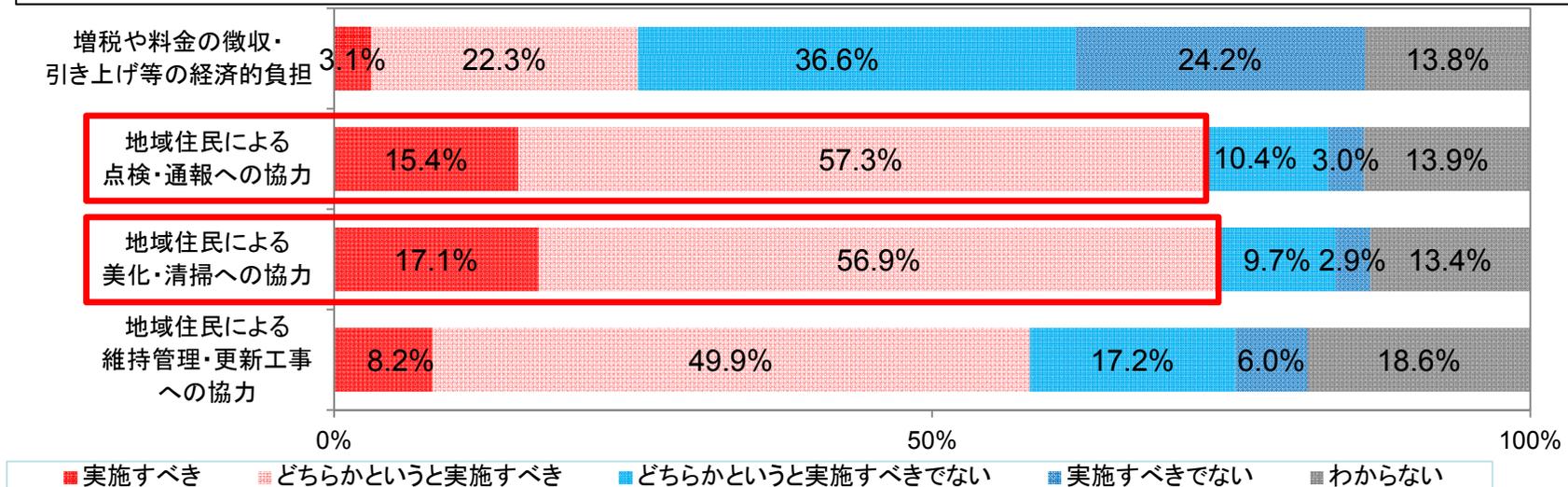
河川協力団体は、以下のような活動を実施。

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③河川の管理に関する調査研究
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤①から④に附帯する活動

住民等の維持管理への参画の推進

- 地域住民が社会インフラを身近に感じ、自らが積極的に維持管理に参画できるような取り組みが様々な分野で始められている。
- 「国民意識調査」※によれば社会インフラの維持管理・更新への協力に関する住民意識として、地域住民による美化・清掃への協力や点検・通報への協力といった回答の割合が高くなっており、維持管理の主体として住民自らが参画することを志向。
- 住民がインフラの維持管理に参画することにより、維持管理の重要性についての啓発に寄与。
- 一方、点検などの技術能力が必要な分野については、地域住民では難しい側面があり、維持管理への住民参画の範囲、責任等、引き続き検討が必要。

人口減少や財政状況の悪化等の制約のもとでも社会インフラの維持管理・更新の費用をまかない、それを適切に実施していくために、地域住民の協力を求めるとした場合、あなたは次の取組みについてどのように考えますか。



出典：平成25年度国土交通白書 国土交通省「国民意識調査」：平成26年2月に、全国の個人を対象としてインターネットを通じて実施（回答数3002）

參考資料

【参考】個別施設法(道路法、河川法、港湾法等)における管理者、管理責任について

○個別施設法(道路法、河川法、港湾法等)における管理者、管理責任については以下の通り記載されている。

道路法	第十三条	(国道の維持、修繕その他の管理) 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕～(中略)～災害復旧事業その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。
	第十五条	(都道府県道の管理) 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。
	第十六条	(市町村道の管理) 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。
河川法	第九条	(一級河川の管理) 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。
	第十条	(二級河川の管理) 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。
港湾法	第二条	(定義) この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。
	第十二条二	(業務) 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)
	第三十四条	(業務) 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条及び第十三条の規定を準用する。
下水道法	第三条	(管理) 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。
	第二十五条の二	(管理) 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。
	第二十六条	(管理) 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。